

## 地方公共団体実行計画の概要

- 地方公共団体は、**地球温暖化対策推進法**第21条に基づき、**地球温暖化対策計画**に即して、**地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）**を策定することとされている。

### 地方公共団体実行計画（事務事業編）

公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、**自らの事務及び事業**に関する温室効果ガス削減計画  
(すべての地方公共団体に義務付け)

### 地方公共団体実行計画（区域施策編）

- ① 事業者・住民等の取組も含めた**区域全体の削減計画**。以下4項目の施策と、**施策の目標**を定める。  
(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。)
  - ・ 再生可能エネルギー導入の促進
  - ・ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
  - ・ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
  - ・ 循環型社会の形成
- ② **すべての市町村**は、①に加えて、**地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）**の実施に関する要件（対象となる区域（**促進区域**）、事業に求める**地域貢献の取組**等）を定めるよう努める。  
また、要件を満たす**事業計画**について**認定**を行う。
- ③ **都道府県**は、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を定めることができる。

## 白石市の実行計画策定状況

	名称	内容	策定期期	計画期間	備考
①	第3次白石市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	白石市役所自らの事務及び事業に関する温室効果ガス削減計画	2019年2月	2019年度～2030年度	2024年度中に取組状況を精査し改定
②	白石市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	事業者・住民等の取組も含めた白石市全体の削減計画	(2026年3月)	(2026年度～2030年度)	

環境省の補助金(※)を活用し、

**区域施策編の素案**となる「白石市再生可能エネルギー導入目標等」を策定する事業を実施

⇒ 環境省へ実績報告書を提出

※二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)

**白石市：2022年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」**

2050年の脱炭素社会の実現を目指すため、  
温室効果ガスの削減計画を策定

審議会・計画策定スケジュール案（令和6年度～令和7年度）

内容	令和6（2024）年度									令和7（2025）年度										
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改訂			指標達成状況確認・指標の見直し・実績に基づく取組の見直し方針等検討																	
				庁内会議等で検討																
							事務事業編改訂													
再生可能エネルギー導入目標等策定業務 【環境省補助金活用事業】	現状分析・再エ導入ネポテンシャル／CO2排出量分析																			
		CO2排出量削減目標 再エ等導入可能性・導入目標																		
		アンケート調査(事業者等) ・施策の構想検討			環境省への報告書(案)作成				施策の構想策定 進捗管理体制の構築・報告書の修正				環境省への報告書作成							
					1年目事業終了										区域施策編の素案					
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定													計画案の作成 具体的な施策や取組・再エ導入方法の検討等							
																			パブリックコメント実施	
																				区域施策編策定
環境審議会			第1回		第2回															～ 審議会開催時期・回数は未定 ～